

基本目標 5 みんながつながり 安心と安全 スマートなまち くしま

～生活基盤分野

施策 5-1	道路・交通ネットワークの整備
--------	----------------

SDGsとの連携

連携する SDGs	 10 人や国の不平等をなくそう	 11 住み続けられるまちづくりを
	目標 10 (不平等)	目標 11 (持続可能な都市)



施策の目的

広域的アクセスの向上と市内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上に向け、市全体の交通網と交通需要等を把握し、市内道路網の長期・計画的な整備を行うとともに整備済み道路の適正な維持管理を行います。

また、公共交通機能の利便性の向上に向けて取り組みます。

この分野の現状と本市の取組

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。

本市の道路網は、国道 220 号、448 号をはじめ、県道、市道でネットワーク化されており、これに J R 日南線と路線バス、コミュニティバスで交通網が形成されています。

本市の市道のネットワーク整備については、歩行者の安全性向上を図るとともに地域連携や地域振興等において重要となる地域間の利便性向上を図るため、制度事業等を活用した整備に取り組んでいます。

これら本市の交通ネットワーク機能を最大限に引き出すために必要な広域高速道路網へのアクセスとなる東九州自動車道において、平成 31 年 4 月に本市区域初となる「奈留 IC (仮称)～串間 IC (仮称)～夏井 IC (仮称)」が事業化され、全線開通に向け大きく前進したところです。引き続き、整備促進に官民一体となって取り組んでいます。

利用者の利便性向上に関しては、まちづくりとの一体性の確保や地域全体を見渡した総合的かつ持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組んでいます。

■ この分野における今後の課題

市道については、通勤・通学での交通利便性の低い地域や、異常気象による災害発生に伴い道路の通行止め等が発生し、観光産業の面でも影響が出ています。

また、老朽化する施設（橋梁など）に対し、維持管理コストが集中し、財政状況等を圧迫するだけでなく、第三者への被害や地域住民の生活に影響を及ぼす可能性があります。

東九州自動車道については、本市における広域高速道路ネットワークの柱であり、整備効果（ストック効果）を発現させるための具体的仕組み作りが必要です。

これら仕組みづくりには、東九州自動車道を起点とする観光・産業・防災など各分野における市内循環型道路網の形成を図る必要があります。

高速交通体系の整備が遅れていることに起因する地域整備の遅れが人口減少の一因ともなっています。

今後は、関係機関と連携しながら、東九州自動車道の早期整備、国道・県道の整備を促進するとともに、市道については、将来の道路の維持・管理費を踏まえ、市道の状況（舗装道路・橋梁等）を把握した上で道路線形の決定や今後起こりうる南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えた災害に強い避難経路等ネットワーク機能を踏まえた道路整備を進める必要があります。

また、公共交通については、コミュニティバス路線の延伸やバス停の新設、市民の外出行動に適した運行ダイヤへの改善、重複運行路線の集約、JR 日南線・一般路線バスの運行維持を図るとともに、地域の輸送資源を総動員して持続可能な公共交通ネットワークを構築し、移動ニーズに対応した移動手段の確保・充実を図る必要があります。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) 国道・県道の整備	<p>東九州自動車道の整備促進について、未事業化区間「南郷 IC（仮称）～奈留 IC（仮称）」の早期事業化、事業化区間の早期着工に向けた用地取得体制など、国土交通省をはじめ関係機関、関係団体との連携をさらに強め、官民一体となった早期完成に向けての取り組みを進めていきます。</p> <p>また、事業主体（国）と連携して各種作業が円滑に進められるよう、積極的な情報収集に努め、情報等の共有化を図ります。</p> <p>国道 448 号の名谷石波間の整備については、関係機関と更なる連携を図りながら、早期完成へ向け、積極的に要請していきます。</p> <p>また、国道 220 号の整備、県道の整備についても、国、県に対して積極的に要請していきます。</p>

施 策	内 容
(2) 市道の整備	<p>国道・県道との連携や機能分担、市内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、総合的な道路整備方針により、市道の整備と橋梁の長寿命化を計画的・効率的に進めます。</p> <p>また、地域・住民、関係団体と連携しながら道路の維持管理に努めます。</p>
(3) 安全で快適な道づくりの推進	<p>道路（橋梁）整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。また、橋梁については串間市橋梁長寿命化修繕計画に基づき改修を図ります。</p>
(4) 公共交通機関の充実	<p>市民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、JR 日南線や路線バスの維持・確保のため、引き続き沿線市等と連携して利用促進を図るとともに、交通事業者と当該運行路線に関係する自治体で今後の運行維持方策について協議していきます。</p> <p>また、串間市地域公共交通網形成計画を推進し、利用者の利便性向上に努めるとともに、地域の輸送資源を総動員し、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図ります。</p> <p>また、コミュニティバスの乗り方教室の開催などを通して新規利用者の獲得に向けた取組を行います。</p>
(5) 福島港の活用	<p>福島港については、港湾の機能が十分に発揮できるよう所要の港湾施設の整備を要請するとともに、物流以外の港湾利用、周辺エリアの活用も視野に新たな利活用についても促進していきます。</p> <p>また、国や県、近隣市、関係機関と連携して福島港の利活用に取り組んでいきます。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
市コミュニティバス乗車人数	人	21,589	27,000	25,000	
市道整備率	%	6.0	25.2	41.0	
東九州自動車道事業化区間（串間区域）用地取得率	%	0	100	100	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none">・ 串間市地域公共交通網形成計画・ 串間市山村振興計画・ 串間市公共施設等総合管理計画・ 串間市橋梁長寿命化修繕計画・ 串間市過疎地域自立促進計画
------	---

■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 公共交通サービスをかしく活用します。・ 道路などの公共施設を自らの財産と受け止め、適切に利用するとともに維持管理に協力します。
地域・ 団体・ 事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 官民や事業者間等の連携を強化し、公共交通機関の維持・確保に努めます。・ 広域高速道路ネットワークの柱である東九州自動車道の整備促進に官民一体となって取り組みます。

施策 5-2

スマートシティの推進

■ SDGs との連携

連携する SDGs				
	目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	目標 10 (不平等)	目標 16 (平和)	目標 17 (実施手段)

■ 施策の目的

デジタルファーストによる行政サービスを展開し、さらに IT を活用した施策を分野横断的に実施することで、イノベティブな住環境を構築し、市全体でデジタルトランスフォーメーションを実現します。Society5.0 に対応した行政運営の能率化や地域サポートの充実を推進し、次世代を担う ICT 人材の育成に取り組みます。

■ この分野の現状と本市の取組

ICT の飛躍的な進歩に伴い、情報通信基盤の整備が進み、これらの基盤環境の有効活用が重要な社会テーマとなってきています。

本市では、国の地域イントラネット基盤施設整備事業等を活用し、市内のすべての公共施設を接続する地域公共ネットワークを整備し、行政内情報の共有化を図るとともに、市民生活に有効な情報をタイムリーに発信してきました。

■ この分野における今後の課題

Society5.0 社会の到来により、オンラインによるデジタル手続など窓口業務の高度化や公衆無線 LAN を活用した、地域間の情報共有やコミュニティの育成、情報セキュリティ対策の強化、情報化に関する普及及び啓発や人材育成・交流促進など市民の利便性向上のためスマートシティに向けた取組を一層推進していく必要があります。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) さまざまな市民のニーズに対応した、きめ細やかな行政サービスの提供	<p>スマートフォンなどデジタルデバイスの普及が急速に進んでおり、パソコンではなくモバイル中心の利用に移りつつあることに伴い、市民のニーズに合致するような行政サービスのあり方を検討し、その手法を導入していきます。</p> <p>また、世代ごとにインターネット利用状況や使用機器に大きな違いがあることを受けて、属性に応じたきめ細やかな行政サービスを展開します。</p>
(2) 効果的・効率的な行政運営	<p>さまざまな業務システムが連携してデータを利用する共通基盤システムの整備やサーバを物理的に集約する仮想化基盤の整備、クラウド活用等により、業務と情報システムの全体最適化を図り、情報システム経費の抑制とデジタル社会への対応に努めます。</p>
(3) 安定した行政サービスの提供	<p>市民の情報リテラシーの向上とともに、次世代を担う ICT 人材の育成活用を進めます。</p> <p>また、市民が安心して行政サービスを受けられるよう、情報セキュリティ対策を強化します</p> <p>さらに、災害時にも迅速な情報伝達と業務継続が図られるよう、ICT 事業継続化計画を策定し自然災害に備えていきます。</p>
(4) 持続可能で成長し続けられる産業の支援	<p>防災、農林水産業、商工観光、福祉、教育など様々な分野の課題に対し、連携して取り組むことで、持続し成長し続ける都市を目指します。</p> <p>公的データのオープン化や AI によるビッグデータの解析など、データ連携基盤を整備し、産業の発展に繋がる支援を実現します。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
オンライン申請が可能なサービス数	件	15	30	60	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none">・ 串間市情報化推進委員会通知「スマート自治体の実現に向けて」・ 【国】 地方自治体におけるオンライン利用促進指針
------	--

■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 主体的な情報発信に努めるとともに、地域内での情報共有に努めます。・ 高速インターネットを日常生活（業務）や事業に、積極的に利用します。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 市民団体との協働により効果的な情報発信に努めます。・ 高速インターネットを日常生活（業務）や事業に、積極的に利用します。

施策 5-3

住宅・市街地の整備

■ SDGsとの連携

連携するSDGs			
	目標 10 (不平等)	目標 11 (持続可能な都市)	目標 13 (気候変動)

■ 施策の目的

住宅の維持・管理と住環境の整備に取り組むとともににぎわいのある市街地の整備を図り、生活基盤の安定化と移住・定住の促進を図ります。

■ この分野の現状と本市の取組

住宅は、市民が健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。また、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。

良好な住宅地や公園・緑地等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちのにぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な基盤です。

本市では、市街地内の未利用地もあり、これらの有効活用とともに定住を促進するための住宅用地の開発が求められています。市営住宅の整備については、老朽化した住宅の一部について建て替えを実施し、また、屋根外壁改修等の整備を進めています。

また、にぎわいと交流人口の増加を主たる目的とする、まちづくりの方向性を示した「串間市中心市街地まちづくり基本計画」を国・県などの関係機関をはじめ、有識者の協力を得ながら、市民協働のもと策定し、旧吉松家住宅周辺のまちづくりの基幹的な施設や「まちなかの道の駅」（道の駅くしま）の整備を進めています。

■ この分野における今後の課題

本市の市営住宅については経年劣化が進み、これらへの対応が課題となっています。市営住宅入居者の安全で快適な居住環境を保つため、適切に維持管理を行う必要があります。整備について、既存の公営住宅は耐用年数を勘案した長寿命化改修、個別改善を実施する等、質の向上を図っていく必要があります。また、老朽化した市営住宅については住宅の集約化を図る等、建替事業において、既存入居者の住み替え住宅の確保と高齢者や子育て世帯等が安心して暮らせる良好な居住環境を提供するため、制度事業等を活用した整備に取り組んでいく必要があります。

中心市街地の集客施設の核となる道の駅くしまを充実することで、まちの活性化が創出されますが、同時に駐車場不足など都市機能の対応が求められます。

駐車場や歩道整備など関係機関と連携した都市基盤整備施策を図る必要があります。

■ 主要な施策

施 策	内 容
(1) 良好な住宅地の形成	<p>定住の促進と安全・安心・快適な住環境の確保に向け、良好な環境の住宅地形成を誘導します。</p> <p>また、民間木造住宅の耐震性向上を図るため、「住宅・建築物耐震改修等事業」に取り組みます。</p>
(2) 中心市街地の整備	<p>地域の自主性とにぎわいを創出し、通過型観光客等の来訪者を呼び込み交流人口の増加を図る施策として、「串間市中心市街地まちづくり事業」を進め、あわせて公的機能等を集積したコンパクトシティの形成を目指します。</p> <p>中心市街地の集客戦略の核となる「道の駅」について、様々なソフト戦略を市民協働のもと進めるとともに、国指定重要文化財である「旧吉松家住宅」の周辺地域への回遊を促す施設整備を市民団体等と連携を図りながら進めます。</p> <p>さらに、各集落とコミュニティバスで結ぶことにより、集落ネットワークの場として、住む人と訪れる人が互いに出会い、交流できる拠点・環境づくりを推進します。</p>
(3) 安全・安心して暮らせる宅地の供給	<p>居住者の利便性、地域間や世代間のバランス等を考慮しながら、快適で安全・安心して暮らせる宅地の供給に民間事業者との連携のもと取り組みます。</p>
(4) 公営住宅の計画的な整備充実	<p>各種指針に基づき、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる住まいづくり、若年層の定住を促進する住まいづくり、総合的な居住環境の向上といった視点に立ち、老朽化した市営住宅等の改良等に努めます。</p>
(5) 居住環境の総合的整備	<p>すべての市民が安全で快適に生活できる住環境を確保するため、生活道路、公園・緑地、下水道などの生活基盤について、地域の実情を踏まえた重点的かつ計画的な整備を進め、生活水準の向上に努めます。</p>
(6) 公共施設やインフラ等の適正な維持管理と更新等の推進	<p>公共施設等総合管理計画により、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を図るとともに、市内道路網等の整備によるネットワーク化を推進します。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
市営住宅耐震化率	%	69	82	99	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間市中心市街地まちづくり基本計画 ・ 串間市公共施設等総合管理計画 ・ 串間市公営住宅等長寿命化計画 ・ 串間市建築物耐震改修促進計画 ・ 串間市過疎地域自立促進計画 ・ 串間市山村振興計画
------	---

■ 参画と協働の指針

市民	・ 地域の特性に応じた、うるおい豊かでだれもが快適に暮らせる良質な住宅・住環境の創出、保全、充実に努めます。
地域・団体・事業者	・ 市街地整備・住宅開発において、ゆとりとうるおいのある住環境づくりに努めます。

施策 5-4

交通安全・防犯体制の充実

■ SDGs との連携

連携する SDGs			
	目標 11 (持続可能な都市)	目標 16 (平和)	目標 17 (実施手段)

■ 施策の目的

警察署を中心とした関係団体と連携を図り、交通安全への意識の高揚や施設整備の充実に努めるとともに、犯罪や事故のない地域防犯体制の充実を図り、市民の暮らしのニーズに対応した安全な環境づくりを推進します。

■ この分野の現状と本市の取組

全国交通事故数及び交通事故死亡者数は近年減少傾向にありますが、交通事故死亡者に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、子どもの交通事故とともに懸念されています。また、大きな社会問題となっている飲酒運転による交通事故についても減少傾向にありますが、飲酒による交通事故は重大事故につながる場合が多く、その根絶が強く求められています。さらに通行を阻害する行為を繰り返し、交通の危険性を生じさせる「あおり運転」も社会問題となっています。

本市では、交通事故の発生を防止するため、市広報紙や行政連絡文書、防災行政無線を活用した住民への啓発や串間警察署等関係機関との連携のもと、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施を通じて、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、カーブミラー、ガードレール、路面標示などの交通安全施設の設置や道路拡張による歩道の整備を進めてきました。

全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発しており、誰もが犯罪の被害者になりうる街頭犯罪、うそ電話詐欺の増加など、犯罪からの安全性の確保が特に重要視されてきています。

防犯については、防犯意識の高揚と地域の防犯体制の確立を進めており、交通事故発生件数及び刑法犯認知件数共に低い水準を維持しており、凶悪事件等は発生していません。

■ この分野における今後の課題

市民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、家庭や地域からの交通安全教育の実践をはじめ子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育や啓発活動を継続して実施するとともに、通学路、生活道路等の実情を再点検・再確認し、必要に応じた交通安全施設の整備や歩道等の整備を進める必要があります。

さらに、社会環境の変化や核家族化等による地域における犯罪防止機能の低下が懸念されていることから、今後も、関係機関・団体との連携を密にしながら、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

■ 主要な施策

施 策	内 容
(1) 交通安全意識の高揚	<p>交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など市民の交通安全意識の高揚を図ります。</p> <p>また、啓発キャンペーンとして、交通安全・事故防止に直結するグッズの配布、配布方法の効率化等、実効性のある施策の計画を図ります。</p>
(2) 安全な道路環境の整備・維持	<p>交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレール、区画線など交通安全施設をはじめ、信号機の設置要請、道路線形改良の促進、主要道路の歩道整備など安全な道路環境の整備を計画的に進めます。</p>
(3) 防犯意識の高揚	<p>串間警察署や防犯協会等関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や情報提供等を推進し、市民の防犯意識の高揚を図ります。</p> <p>また、犯罪被害者等支援のための推進体制の整備と啓発活動を行います。</p>
(4) 防犯環境の充実	<p>各自治会や事業所及び小・中学校PTAなどの自主的な地域・学校等の安全活動を促進し、まちぐるみの防犯活動体制の強化を図ります。</p> <p>また、自治会との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理を進め、犯罪抑制を図ります。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
交通事故発生件数	件/年	38	30	25	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間市交通安全計画 ・ 串間市過疎地域自立促進計画
------	--

■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故防止のため、法令講習会に積極的に参加するとともに、各種法令や交通マナーを遵守します。 ・ 犯罪にあわないように、自らの身の回りに気を付けて生活するよう努めます。 ・ 地域の見守り活動に参加します。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各々の立場や地域の実情に応じた交通安全活動に取り組みます。 ・ 地域の見守り活動に参加します。

施策 5-5	消防・防災・救急体制の充実
--------	---------------

■ SDGs との連携

連携する SDGs	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標 11 (持続可 能な都 市)	目標 13 (気候変 動)	目標 16 (平和)	目標 17 (実施手 段)

■ 施策の目的

地域の防災体制の強化に努め、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。
消防については、常備消防と消防団との連携により、その機能の充実・強化に努めます。

■ この分野の現状と本市の取組

全国各地で地震や風水害、土砂災害など多くの災害が発生する中、自然災害から安全・安心な生活を守るため、国民一人ひとりや企業等の発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方公共団体による「公助」の連携が求められています。また、こうした災害から安全・安心な暮らしを確保するためには、地域防災力を高め、あらゆる災害に強いまちづくりが必要不可欠です。

また、生活様式の多様化や高齢化の進行などにより、火災発生要因は多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても今後増加が見込まれています。

本市は、地震や風水害による災害への備えとして、地域防災計画及び国民保護計画に基づく自主防災組織の育成、防災訓練等の実施、防災知識の普及、各種防災資機材等の備蓄、避難施設・避難路等の整備、消防団活動拠点施設や消防団車両等の計画的な整備・更新などに取り組んできたほか、住宅建築物及び防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進など災害に強いまちづくりを進めてきました。また、消防団と連携を図り、防火・防災に努めています。

また、南海トラフ巨大地震等の発生を見据え、市内全域への防災行政無線の整備や、津波避難タワー 2 基の整備、避難所環境の整備を実施。平時からの備えを中心とした、まちづくりの視点をあわせ持つソフト、ハード面での包括的な計画として「国土強靱化地域計画」を令和 2 年 5 月に策定し、現在、様々なリスクを想定し、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策の推進を図っているところです。

■ この分野における今後の課題

今後も、災害時の情報伝達手段のために、防災行政無線等の取組を一層進めるとともに、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者への対策や地域での防災力の強化に向けた自主防災組織等の育成が必要となっています。

また、世界各地でテロ等が多発する中、これからの自治体にとって、こうした有事への対応も、取り組むべき課題の一つとなっています。このため、国民保護計画・地域防災計画に基づき、市、防災関連機関及び市民が一体となった体制の確立を図る必要があります。

しかし、高齢化の進行等を背景に、救急ニーズが増加傾向にあるほか、地域の消防の要である消防団においても、団員確保の困難さや団員の高齢化などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。また、河川の氾濫による洪水浸水想定区域内にある消防庁舎の高台移転、消防団活動拠点施設の整備も課題となっています。このため、常備消防・救急体制のさらなる充実強化と消防団を中心とした地域での消防力の強化・消防施設の充実を図る必要があります。

また、南海トラフ巨大地震に伴う津波などの大規模災害時においても、拠点医療を維持、確保し、救援・救助活動を円滑に進めるため、医療防災拠点施設を構築する必要があります。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) 総合的な防災体制の確立	<p>避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実、地域の商工業者の協力を得て食糧・飲料水・生活必需品等を備蓄するなど、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めるとともに、各世帯での備蓄を呼びかけるなどさらなる防災意識の向上を図ります。</p> <p>また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき市民の安全確保に努めます。</p>
(2) 地域での防災力の強化	<p>ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や防災研修会などへの参加、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化、防災士などの防災ボランティアの育成を推進します。</p> <p>さらに、木造住宅の耐震化の啓発推進など市民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。</p> <p>また、自主防災組織の未結成自治会に対して、今後さらに結成を促すとともに、既加入組織の活動を活発化させる取組を進めます。</p>
(3) 要配慮者対策の充実	<p>関係機関と連携して、要配慮者の把握、地域での情報共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。</p>

施 策	内 容
	<p>個別計画作成については、自治会の協力及び避難行動要支援者本人の同意を得て、支援者を選定し、関係機関と連携しながら、大規模災害時に避難行動要支援者を救うことができる仕組みの構築を図ります。</p> <p>また、民間施設との協定等により、避難所・福祉避難所の確保を図ります。</p>
(4) 常備消防・救急体制の充実	<p>消防体制の基盤強化を図るため、常備車両等整備計画に基づき、消防施設や資機材、消防車・救急車等の整備を図ります。</p> <p>また、高度な救急救命処置を提供するために各種研修に取り組み救急救命士及び救急隊員の知識・技術の向上を図ります。</p>
(5) 非常備消防体制の充実	<p>非常備消防の基盤強化を図るため、非常備車両等整備計画に基づき、消防施設や資機材、消防車両等の整備充実を図ります。</p> <p>また、消防団の重要性等に関する市民意識の啓発を図りながら、団員確保対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団活性化対策を推進します。</p>
(6) 火災予防・応急手当の普及	<p>市民を対象とした防火講習会・消火訓練、AEDによる応急手当講習会などを開催し、火災予防、応急手当の知識の普及を推進します。</p>
(7) 治山治水対策の推進	<p>浸水被害の恐れのある河川の整備、土石流がけ崩れ、山地崩壊等の土砂災害対策については、関係機関との連携のもとその整備を進め、安全の確保を図ります。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
地区の避難訓練実施数	件/年	4	7	10	
避難訓練参加人数	人/年	2,427	2,500	2,500	
応急手当講習参加人数	人/年	1,244	1,300	1,300	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none">・ 串間市国土強靱化地域計画・ 串間市地域防災計画・ 串間市国民保護計画・ 串間市過疎地域自立促進計画・ 串間市山村振興計画
------	--

■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 自己の身体、生命及び財産を守るため、自主防災への取組を行います。・ 消防団への入団や、協力を通じて地域防災力を高めます。・ 応急手当の対処法、AED の使用法について理解を深めるとともに保管場所の確認に努めます。
地域・ 団体・ 事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 防災協定等により災害発生時における市との協力体制（物的・人的・技術的支援）を構築します。・ 消防団活動への積極的な参加に努めます。

施策 5-6

消費者対策の充実

■ SDGsとの連携

連携する SDGs		
	目標 12 (持続可能な生産 と消費)	目標 16 (平和)

■ 施策の目的

消費者保護に関する啓発を行うとともに、消費者教育を実施し、自立する消費者の育成に努めます。

■ この分野の現状と本市の取組

不当・架空請求やインターネットによる詐欺、家屋の点検・リフォーム商法等、消費者トラブルの内容も多様化・複雑化するなど社会環境は大きく変化しています。

本市では、日南市と共同で日南串間消費生活センターを設置し、県消費生活センター等の関係機関と連携しながら、広報紙等を通じた情報提供、講座・巡回相談の開催等を行い、消費者対策を推進しています。

■ この分野における今後の課題

消費者が、安全で安心できる生活を送るためには、消費活動をする上で安全が確保されること、適切な選択が行えること、必要な情報を知ることができること、被害の救済が受けられること等が重要であり、「消費者の保護」とともに、「自立する消費者づくり」を目指して消費者保護対策を推進することが求められます。

また、情報通信ネットワークの発展・普及により、インターネットによる詐欺等の巧妙・多様化も見られ対策が必要となっています。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) 消費生活に関する情報の提供	<p>関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めるとともに、消費生活情報の提供、消費者団体の活動支援を進め、自立する消費者の育成を図ります。</p> <p>とりわけ、最近被害の多い不当・架空請求、振り込め詐欺などの情報を広報紙、市公式サイト等を活用して提供します。</p>
(2) 消費生活相談の実施	<p>県消費生活センターや日南串間消費生活センターと連携し、消費生活相談の実施や、被害発生時における迅速で効果的なアドバイス等を行います。</p> <p>また、他団体等への相談件数等の情報収集に努めます。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
消費者行政啓発回数	回	12	12	12	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・串間市過疎地域自立促進計画 ・【国】消費者基本計画
------	---

■ 参画と協働の指針

市民	・日常生活における課題の多様化や高度化に対応できるように、必要な知恵と知識を身につけます。
地域・団体・事業者	・国県等の関係機関との連携を密にして、消費生活等に関する情報の共有を図ります。

基本目標 6 豊かな自然の恵みと共存し 持続するまち くしま

～環境保全分野

施策 6-1	エネルギー施策の総合的推進
--------	---------------



■ SDGs との連携

連携する SDGs	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標 6 (水・衛 生)	目標 7 (エネル ギー)	目標 12 (持続可 能な生産 と消費)	目標 13 (気候変 動)	目標 14 (海洋資 源)	目標 15 (陸上資 源)	目標 17 (実施手 段)

■ 施策の目的

本市は、令和2年12月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロによる環境未来都市を目指すことを掲げました。持続可能な低炭素社会のさらなる推進に向け、再生可能エネルギーの活用等を推進し、ゼロカーボンシティ串間の実現を目指します。

■ この分野の現状と本市の取組

本市には、豊かな自然環境と共生する暮らしの場や農地や山などの自然環境と調和した町並みが形成されています。そして、本市の雄大な自然を活かした風力発電、木質バイオマス発電、太陽光発電、小水力発電などの再生可能エネルギー施設が数多く設置され、これらによるCO2削減効果が期待されています。このような本市の強みを活かし様々な再生可能エネルギーの普及をさらに図り、これらを積極的に利用するまちづくりを推進しています。

■ この分野における今後の課題

環境問題への対応を市民と行政が一体となって推進することが重要です。そのため、再生可能エネルギーのさらなる導入の促進のため、自然エネルギーに関する学習の場を用意し、市民の自然エネルギーへの理解を深めることで、市民が主体となった自然エネルギー促進のまちづくりを実現するなど、環境問題への対応を市民との協働のもとに取り組み、持続可能な社会の形成を進めていく必要があります。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) ゼロカーボンシティの推進	2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロによる環境未来都市の実現に向けて、全庁的に市民や事業者と一体となって取り組んでいきます。
(2) 再生可能エネルギー導入の推進	今後、新たな太陽光発電システムや蓄電池技術の開発が見込まれるため、技術革新に合わせた施策の展開を図ります。 また、地域特性を活かした再生可能エネルギーのさらなる導入を推進し、豊かな自然と調和したクリーンエネルギーの積極的な活用を図ります。

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
住宅用太陽光発電システム導入促進によるCO2削減量	tCO2	15	177.5	355	

■ 個別計画

個別計画	・串間市エネルギービジョン
------	---------------

■ 参画と協働の指針

市民	・脱炭素社会への転換を図るため、身近なことから取組を進めます。
地域・団体・事業者	・自主的に省エネルギー対策、再生可能エネルギー利用等を推進します。

施策 6-2	生活環境の整備
--------	---------

■ SDGsとの連携

連携する SDGs	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	目標 11 (持続可能な都市)	目標 17 (実施手段)

■ 施策の目的

資源循環型社会のさらなる推進に向け、ごみの排出抑制やリサイクル率の向上等を推進します。

■ この分野の現状と本市の取組

地球温暖化をはじめとする地球環境問題から、水質汚濁などの身近な環境汚染に至る様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が認識され、自治体においても持続可能な社会システムの形成に向けた、総合的な環境施策の展開が極めて重要な課題となっています。

環境保全の重要性が増す中で、大量生産・大量消費・大量廃棄といった従来からの社会・経済の仕組みや生活様式を根本から見直し、資源循環型の社会を形成していくことが求められています。

本市では、ごみ減量化及びリサイクル事業に取り組み、その成果を着実にあげてきています。

■ この分野における今後の課題

豊かな自然環境の保全に努めながら、持続可能な社会の形成を進めるため、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクル等の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

■ 主要な施策

施 策	内 容
(1) 環境保全意識の高揚	環境保全に関わる啓発活動や環境学習の推進と市民の自主的な環境保全活動の拡大・定着を図り、また、安全で安心な地域社会の構築を図ります。
(2) 環境保全活動の促進	環境美化運動の推進、CO2 削減となるリサイクル運動、省資源・省エネルギー運動など、市民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化、環境ボランティアの育成・支援に努めます。 さらに、河川など水辺の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、水辺環境調査については、学校へ調査参加への理解を求めています。
(3) 公害等環境問題への対応	水質汚濁をはじめ、騒音、悪臭、振動などの公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。
(4) 美化運動の推進	市民の参加のもと、一斉清掃や美化活動の推進に努めます。
(5) 不法投棄の防止	啓発看板の設置、市民の協力のもと不法投棄の防止に努めるとともに、監視体制の強化に努めます。
(6) 墓地・火葬場の充実	火葬場については、公衆衛生上、市民生活に欠かすことのできない施設であり、良好な環境を保つため、施設の維持管理に努めます。 また、市営墓地については、公共の福祉のため、適正な維持管理に努めます。
(7) 動物愛護と適性飼育	動物の愛護と適正な飼育を働きかけます。また、畜犬登録を行っていない市民への登録指導に努めます。
(8) し尿等処理体制の充実	適正な収集・運搬を行い、し尿処理施設については、適正な維持管理に努め、し尿及び浄化槽汚泥処理を行います。
(9) ごみ収集・処理体制の充実	広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に則した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努めます。
(10) ごみ減量化・4R運動の促進	広報・公式サイトによる周知や、各団体や教育現場での説明会など広報・啓発活動や推進団体の育成等を通じ、市民や事業者の自主的な4R運動をはじめ、リサイクル活動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換を進めます。
(11) 災害廃棄物処理の対応	大規模災害に伴う災害廃棄物をすみやかに処理するため、関係機関と仮置所、処理経路等の構築を行うとともに、公共・民間団体等との協定締結を図ります。

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
市民一人一日あたりの 家庭ごみの量	g/人・日	568	511	425	
資源化率	%	12.4	13.9	15.0	

■ 個別計画

個別 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間市公共施設等総合管理計画 ・ 串間市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 ・ 串間市災害廃棄物処理計画 ・ 串間市過疎地域自立促進計画 ・ 串間市山村振興計画
----------	--

■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全の必要性を認識し、自然環境保全に努めます。 ・ ごみの減量・資源化活動に取り組むとともに、各種啓発事業にも積極的に参加します。 ・ ごみの出し方のルールを守り、分別の徹底に協力します。
地域・ 団体・ 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全の必要性を認識し、自然環境保全に努めます。 ・ ごみの減量・資源化等に関する行政の取組や市民・地域の活動に積極的に協力します。 ・ 資源循環型社会を担う役割と社会的責任を認識し、ごみの減量・資源化を実践します。

施策 6-3

上下水道の整備

■ SDGs との連携

連携する SDGs							
	目標 6 (水・衛生)	目標 7 (エネルギー)	目標 11 (持続可能な都市)	目標 13 (気候変動)	目標 14 (海洋資源)	目標 15 (陸上資源)	目標 17 (実施手段)

■ 施策の目的

安全な水を安定して供給するため、老朽化した設備の更新や施設整備を行い、ゆとりある施設能力を確保するとともに、災害にも強い水道施設づくりに努めます。

また、公共下水道の加入促進に努め、公共用水域の水質保全を図ります。

■ この分野の現状と本市の取組

水道は、健康で快適な市民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでいます。

また、下水道は、公共用水域の水質保全や快適で文化的な生活環境確保のためにさらなる加入促進が求められています。

本市では、水道水の安定的な供給に努めるとともに、計画的な下水道整備を進めてきたことにより、中心市街地を貫流する汚濁の激しい二級河川天神川・馬場川において、少しずつではあるものの水質の向上がみられています。

集中豪雨時の浸水対策としましては、本町地区に新たに雨水路を平成 25 年度から平成 28 年度にかけて整備し、浸水被害の解消に努めました。

■ この分野における今後の課題

今後は、各種水道施設の整備、水質管理体制の強化を図り、安全で安心な水道水の安定供給に努め、下水道については供用開始済みの処理区域内の加入促進を図るとともに、農業・漁業集落排水事業も含めて経営安定化を進めていく必要があります。

また、市街地において、都市下水路が整備された時代と比較すると宅地化が進み土地の保水力が低下しており、さらには近年のゲリラ豪雨等の異常気象により浸水被害の発生回数が増加してきています。特に上町、泉町、西浜、寺里地区等の浸水被害がある地域については、豪雨時の状況把握を行い安全・安心な生活環境の確保に努める必要があります。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) 計画的な水道施設の整備	老朽施設の更新と耐震化を進め計画的な水道施設の整備と長寿命化を図ります。また、未普及地域への水道整備については、引き続きアンケートなどによる情報収集を行い、現状に沿った整備計画を図ります。
(2) 水道事業の健全運営	水道事業の経費の節減を図りながら健全運営に努めます。
(3) 節水意識の高揚	節水に心がけ、水資源を大切にすることを意識の高揚に努めます。
(4) 水洗化の促進	市民の生活環境の向上と公共水域の保全を早期に実現すべく、公共下水道への加入促進を図ります。
(5) 集中豪雨への対応	市街地における浸水被害の検証を行い、豪雨時の状況を把握し、安全・安心な生活環境の確保に努めます。
(6) 経営安定化の推進	水洗化率の向上、公共下水道への加入促進を図るとともに、地方公営企業法の適用を行い、事業の経営安定化を推進します。

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
有収率	%	82.43	84.00	86.00	
配水池の耐震化率	%	28.40	30.61	64.54	
水洗化率	%	56.06	64.37	71.48	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間市新水道ビジョン ・ 串間市公共施設等総合管理計画 ・ 串間市配水池耐震化計画 ・ 串間市公共下水道ストックマネジメント（管路施設の調査・点検） ・ 串間市生活排水対策総合基本計画 ・ 串間市過疎地域自立促進計画 ・ 串間市山村振興計画
------	--

■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節水に努めます。 ・ 単独浄化槽の場合は、速やかに公共下水道へ加入して使用します。 ・ 異物（油や生ごみ）などを流さないよう、生活排水に注意します。 ・ 使用料金については、延滞なく納付期限までには納付します。
地域・団体・事業者	<p><地域・団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 節水に努めます。 <p><貯水槽水道設置者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯水槽の清掃や水質管理を行い、適切な施設管理に努めます。 <p><水道・排水事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道、下水道への接続工事や申請手続きなど、適切に行います。また、下水道への接続工事の積極的な営業を行うなど、加入促進に寄与します。

施策 6-4

公園・緑地の整備及び水辺の保全

■ SDGs との連携

連携する SDGs				
	目標 11 (持続可能な都市)	目標 13 (気候変動)	目標 15 (陸上資源)	目標 17 (実施手段)

■ 施策の目的

多様なニーズを踏まえた公園・緑地の整備や安全性・快適性の向上、適切な維持管理を行います。

■ この分野の現状と本市の取組

公園・緑地等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちのにぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な基盤です。

また、公園や緑地は、子どもの遊び場、スポーツ・レクリエーションの場、いこいの場、安心して住める施設や環境づくりに加え、ふれあい・交流の場であるとともに、緑を保全し、身近な生活空間にうるおいとやすらぎを与える環境保全機能や景観形成機能、防災上の機能などを担う重要な施設です。

本市では、総合運動公園を地域防災拠点と位置付け、防災施設の整備の拡充と長寿命化計画を基に、年次的に施設改修を実施しています。また、既存の児童・街区公園などの老朽化施設についても改修を行い、近年のスポーツ・レクリエーションやいこいの場、交流の場等、緑や水とふれあえる空間を求める市民ニーズに対応した取組を実施しています。

■ この分野における今後の課題

総合運動公園における防災施設の整備には多額な費用が必要となる為、優先順位を定め、制度事業や助成金等を活用し、スムーズに事業整備を図る必要があります。

また、市街地等においては、生活に密着した身近な公園や広場の整備を求める声が高まっています。このため、公園・緑地・水辺の整備により、市全体が緑と水に包まれた、美しいうるおいのある環境づくりを進めていく必要があります。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) 公園の活用と河川整備	これまで整備してきた公園の活用を図るとともに、河川や水路等についても、自然環境の保全に留意し、ボランティア団体等と連携して水と親しむことのできる環境の保全・整備を図ります。
(2) 地域の公園・広場の整備	身近で、子どもから高齢者までが利用しやすい公園・広場の整備を図るとともに、適正な維持管理、利用者の安全確保、公共空間の環境整備に努めます。
(3) 総合運動公園の整備・活用	<p>施設の整備・改修により、市民のスポーツ・レクリエーション、いこいの場としての利用増進、またスポーツイベント・キャンプの誘致活動に努めます。</p> <p>また、本公園は、防災公園としての位置づけもあり、制度事業や助成金等を活用しながら事業の進捗を図っていますが、施設の更新については相当な事業費・期間を要することから、長寿命化計画に基づき、施設の延命化・計画的な更新を図るとともに、適正な維持管理により、利用者の安全確保に努めていきます。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
串間市総合運動公園利用者数	人	65,806	74,000	82,000	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間市都市計画マスタープラン ・ 串間市公共施設等総合管理計画 ・ 串間市総合運動公園長寿命化計画 ・ 串間市過疎地域自立促進計画
------	--

■ 参画と協働の指針

市民	<ul style="list-style-type: none">・身近な公園の管理に協力します。・施設利用ではマナーを遵守します。・公園等を利用して健康増進を図ります。・施設利用料金は納付します。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">・身近な公園の管理に協力するとともに、事業所の緑化に努めます。・施設利用ではマナーを遵守します。・施設利用料金は納付します。・スポーツイベント、キャンプ等の誘致に係る PR 活動を推進します。

施策 6-5

景観の保全・形成及び土地利用

■ SDGs との連携

連携する SDGs				
	目標 11 (持続可能な都市)	目標 14 (海洋資源)	目標 15 (陸上資源)	目標 17 (実施手段)

■ 施策の目的

自然と生活との調和により潤いを感じられる環境づくりを目指し、自然的景観や歴史的建造物・史跡等の計画的な保全と景観形成を推進します。

■ この分野の現状と本市の取組

美しい景観の形成は、自然環境の保全とあわせて豊かな暮らしに欠くことのできないものです。近年では、地域を挙げて景観形成に取り組む地域も増え、安心して住める施設や環境をつくりあげていく必要があります。

本市には、田園や山林などの自然環境と調和したまち並みが形成されているとともに、“全市公園”ともいえる緑の景観があり、本市の良好な景観を保全し、串間らしい景観形成を図るため、景観に大きな影響を及ぼす可能性のある行為については、景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼさないよう誘導しています。また、道路などにおいては、植栽や植樹、公共サイン（デザイン）の統一化などを行い景観に配慮しています。

令和元年 10 月には、串間市景観計画を策定し、本市の良好な景観の保全と串間らしい景観の形成を図るため、景観に大きな影響を及ぼす可能性のある行為については、基準を設け景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼさないよう取り組んでいます。

また、国土調査法による地籍調査を行い、年次的に土地の明確化を進めています。

■ この分野における今後の課題

近年は、生活様式・経済社会活動の変化により、屋外広告物などまち並みや田園の景観を阻害する要因も現れてきており、本市の景観をより良いものにするためには、市民、事業者、市が共に、本市の景観を理解し、協力し合い、積極的に自然景観やまち並みの保存に努め、良好な景観形成に取り組むなど美しい景観を保全・整備していく必要があります。

市街地の景観づくりを具体的に進めるため、串間市景観計画にて景観形成重点区域に設定した旧吉松家住宅周辺において、地域と共に計画形成ルールづくりを促進する必要があります。

■ 主要な施策

施策	内容
(1) 景観の保全	<p>本市特有の自然景観や田園・山林などと共存するまち並みは貴重な景観資源となっているため、シーニックバイウェイの取組など、串間エリア国道 448 号の沿道修景美化において、市民や関係機関との連携を図りながら、地域の特性を活かした景観の保全に努めます。</p> <p>景観を損なうおそれのある行為については、景観計画に基づき必要な助言・指導を行います。</p>
(2) 市街地景観づくり	<p>市の玄関となる JR 各駅周辺、中心市街地、沿道周辺などは、市街地としての整備を図るとともに、公共サインの統一など、景観に配慮した整備に努めます。</p> <p>また、旧吉松家住宅前の仲町通り等については、景観ルールづくりに向けて研修会等を行うなど、市民・地域住民とともに進めていきます。</p> <p>また、小・中高生への景観に関する学習を通し、串間の魅力の発見・拡散につなげるため、継続した事業展開を進めます。</p>
(3) 土地の有効活用	<p>土地の有効活用を図るため、リモートセンシングなどの新たな手法も取り入れながら、地籍調査を行います。また、事業完了まで長期の期間を要するため、計画的な事業の実施に努めます。</p>

■ 成果指標

指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)	備考
道路・公園草刈り等実施回数	回	74	85	95	

■ 個別計画

個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間市都市計画マスタープラン ・ 串間市景観計画 ・ 串間市過疎地域自立促進計画 ・ 串間市山村振興計画 ・ 【国】 国土強靱化基本計画 ・ 【国】 第7次国土調査事業十箇年計画
------	--

■ 参画と協働の指針

市民	・地域の景観づくり活動団体が主体となって、子どもたちとの景観学習などを通して地域資源を活かした景観づくりの活動に努めます。
地域・団体・事業者	・賑わいや活力を感じられるまちの景観づくりに向けて、清掃・植栽などの景観に関する事業活動や地域特有のまち並みの保全、屋外広告物の掲出等における景観への配慮に努めます。

第3章 資料

1 施策の体系と総合戦略の関係

前期基本計画の基本目標と施策			総合戦略の戦略目標			
基本目標	施策	戦略目標 1 安定した雇用 を創出する	戦略目標 2 子育て世代に 選ばれる環境 づくり	戦略目標 3 新しい人の流 れをつくる	戦略目標 4 住み続けたい 魅力あるまち をつくる	
基本 目標 1	多様なひと 考え方が尊重され 想いをかたちにする くしま ～市民活動・行財政分野	1-1 市民主体のまちづくりの推進			○	
		1-2 男女共同参画・人権尊重社会の形成		○		
		1-3 自治体経営の推進				
基本 目標 2	ともに寄り添い 支え合い 自分らしく活躍する くしま ～保健・医療・福祉分野	2-1 保健・医療の充実		○	○	
		2-2 地域福祉の充実			○	
		2-3 高齢者福祉の充実			○	
		2-4 障がい者福祉の充実				
		2-5 子育て支援の充実		○		
		2-6 社会保障の充実				
基本 目標 3	まなび 育み 夢叶え 未来へ翔びたつ くしま ～教育・文化分野	3-1 学校教育の充実		○		
		3-2 生涯学習・生涯スポーツ社会の確立		○		
		3-3 青少年の健全育成				
		3-4 地域文化の継承・創造				
基本 目標 4	つくり そだてる 交流と魅力あふれるまち くしま ～産業振興分野	4-1 農林水産業の振興	○	○		
		4-2 商工業・地場産業等の振興	○			
		4-3 観光・交流活動の振興	○		○	
		4-4 雇用・勤労者対策の充実	○		○	

前期基本計画の基本目標と施策		総合戦略の戦略目標			
基本目標	施 策	戦略目標 1 安定した雇用 を創出する	戦略目標 2 子育て世代に 選ばれる環境 づくり	戦略目標 3 新しい人の流 れをつくる	戦略目標 4 住み続けたい 魅力あるまち をつくる
基本 目標 5	みんながつながり 安心と安全 スマートなまち・くしま ～生活基盤分野	5-1 道路・交通ネットワークの整備			○
		5-2 スマートシティの推進			
		5-3 住宅・市街地の整備			
		5-4 交通安全・防犯体制の充実			○
		5-5 消防・防災・救急体制の充実			○
		5-6 消費者対策の充実			
基本 目標 6	豊かな自然の恵みと共存し 持続するまちくしま ～環境保全分野	6-1 エネルギー施策の総合的推進			○
		6-2 生活環境の整備			
		6-3 上下水道の整備			
		6-4 公園・緑地の整備及び水辺の保全			
		6-5 景観の保全・形成及び土地利用			

